2026年11月16日

各　　位

会 社 名　エア・ウォーター株式会社
代表者名　代表取締役 社長執行役員　千歳 喜弘
（コード：4088　東証プライム・札証）
問合せ先　広報部長　福島 圭介
ＴＥＬ　０６－６２５２－３９６６

中間連結財務諸表に係る期中レビュー報告書の限定付結論に関するお知らせ

当社は、2027年3月期の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表において、限定付結論のついた会計監査人の期中レビュー報告書を 2026年11月16日に受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

記

１．監査を実施した監査法人の名称
有限責任 あずさ監査法人

２．要約中間連結財務諸表に係る期中レビュー報告書の内容
2027年3月期の要約中間連結財務諸表に係る期中レビュー報告書に記載された内容は以下のとおりです。

限定付結論の根拠

要約中間連結財務諸表注記「４．追加情報（不適切な会計処理について）」に記載のとおり、エア・ウォーター株式会社（以下、「会社」という。）は、前連結会計年度において、特別調査委員会から、会社並びに相当数の子会社及び関連会社において、在庫の過大計上、資産評価損の先送り、売上の過大計上及び先行計上、不要な取引先を介在させた売上の嵩上げ、引当金の計上回避、資産性のない支出の資産計上等、様々な手法による不適切な会計処理が行われていたことが発見されたとする調査報告書を受領した。特別調査委員会の調査結果を踏まえて、会社が自主点検を行った結果、不適切な会計処理を是正したことに伴う固定資産の減損損失の計上漏れ、関係会社投融資に係る評価損の計上漏れなどが判明した。会社は、不適切な会計処理について、過年度に遡って修正する必要があると判断し、過去に提出済みの連結財務諸表等を訂正している。

当監査法人は、上記の不適切な会計処理が判明したことを受け、前中間連結会計期間の要約中間連結財務諸表に係る期中レビューにおいて、質問及び分析的手続に加えて、追加的な手続として、不正調査の専門家やＩＴの専門家を利用しながら、調査及び自主点検の結果を評価するとともに、売上収益及び売上原価の証憑突合などを実施した。しかし、下記１及び２の事項を確かめるための重要な期中レビュー手続を実施できなかった。

１．前中間連結会計期間のエア・ウォーター防災株式会社の売上収益及び売上原価の期間帰属の適切性

要約中間連結財務諸表注記「４．追加情報（不適切な会計処理について）」に記載のとおり、前中間連結会計期間の要約中間連結損益計算書に計上されている売上収益及び売上原価には、会社の連結子会社であるエア・ウォーター防災株式会社（以下、「AW防災」という。）の売上収益 10,453 百万円及び売上原価 7,332 百万円が含まれているが、AW防災では、売上収益及び売上原価について、仕掛品の過大計上、売上の期間帰属の操作、原価付替による利益操作等の不適切な会計処理が行われていた。

そのため、当監査法人は、前中間連結会計期間の期中レビュー手続において、AW防災の営業・会計の責任者等に対して取引内容や取引条件等を質問したほか、工事契約書や工事完成引渡書、物品受領書、発注書等の証憑との突合などの追加的な手続を実施した。しかし、工事売上取引に関する工事完成日や物品の引渡日に関連する証憑が偽造されていたほか、労務費や外注費等の原価付替の実態解明に必要な記録が残っていなかったことから、AW防災における前中間連結会計期間の売上収益及び売上原価に係る期間帰属の適切性を検証するための手続が十分に実施できなかった。そのため、当監査法人は、売上収益及び売上原価の数値に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

当監査法人は、上記の理由により前中間連結会計期間の要約中間連結財務諸表に対して限定付結論を表明している。当該事項は、当中間連結会計期間の数値と対応数値との比較可能性に影響を及ぼす可能性があるため、当中間連結会計期間の要約中間連結財務諸表に対して限定付結論を表明している。

これらの影響は、連結子会社であるAW防災の前中間連結会計期間の売上収益及び売上原価の期間帰属に限定されている。したがって、要約中間連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

２．前中間連結会計期間の売上収益の期間帰属の適切性

要約中間連結財務諸表注記「４．追加情報（不適切な会計処理について）」に記載のとおり、前連結会計年度において、会社及び相当数の子会社において、売上の過大計上及び先行計上、不要な取引先を介在させた売上の嵩上げなどの不適切な会計処理が行われていた。そのため、会社は、特別調査委員会による調査及び自主点検（以下「調査及び自主点検」という。）の結果として特定された多数の虚偽表示について、過去に提出済みの連結財務諸表等を訂正している。特定された虚偽表示は多数あり、前中間連結会計期間の売上収益の期間帰属に係る修正額は以下のとおりである。

	前中間連結会計期間
要約中間連結損益計算書に計上された売上収益の額	485,057 百万円
売上収益の期間帰属に係る修正額	648 百万円

上記を受け、当監査法人は、前中間連結会計期間の期中レビュー手続において、商流の再調査、売上収益及び売上原価の証憑突合などの追加的な手続を実施した。しかし、売上収益の期間帰属に係る不適切な会計処理は、複数の連結子会社において検出されており、加えて、前中間連結会計期間の売上収益の期間帰属を確かめるために必要な証憑が一部の連結子会社において適切に保存されていなかった。そのため、当監査法人は、前中間連結会計期間の売上収益（関連する売上原価を含む。）に修正が必要となるかどうかについて判断することができず、前中間連結会計期間の要約中間連結財務諸表に対して限定付結論を表明している。当該事項が当中間連結会計期間の数値と

対応数値との比較可能性に影響を及ぼす可能性があるため、当中間連結会計期間の要約中間連結財務諸表に対して限定付結論を表明している。

前連結会計年度における調査及び自主点検並びに当監査法人による監査手続により発見された売上収益の期間帰属に係る虚偽表示の修正による影響を踏まえると、連結子会社において推定される未発見の虚偽表示の影響は、個々に重要ではなくても集計すれば重要な影響を及ぼす可能性がある。しかし、未発見の虚偽表示があったとしても、その影響は前中間連結会計期間の売上収益（関連する売上原価を含む。）の期間帰属に限定されている。したがって、要約中間連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

また、上記の「１．前中間連結会計期間のエア・ウォーター防災株式会社の売上収益及び売上原価の期間帰属の適切性」及び「２．前中間連結会計期間の売上収益の期間帰属の適切性」の影響は、個別に又は集計しても、前中間連結会計期間の要約中間連結損益計算書に計上されている売上収益及び売上原価に比して限定されており、この比較情報に及ぼす可能性のある影響を除外すれば、要約中間連結財務諸表は 2026 年９月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。したがって、これらの事項が要約中間連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中 レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

３．期中レビュー報告書の受領日

2026 年 11 月 16 日

４．今後の対応

当社は、限定付結論に至った事態を厳粛に受け止め、適切に対処してまいります。株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

以　上